

佐賀県告示第二百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十三年十二月九日から平成二十四年一月十日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月九日

佐賀県知事 古川 康

| 道路の種類<br>及び路線名 | 道路の区域  |   |                   |
|----------------|--|---|-------------------|
|                | 区  | 間 | の                 |
| 県道<br>武雄温泉線    | 武雄市武雄町大字武雄字柄崎<br>七二八〇番地先から<br>武雄市武雄町大字富岡字サキ<br>田七八一五番四地先まで | 後 | 変更前<br>幅員<br>メートル |
|                | 武雄市武雄町大字武雄字柄崎<br>七二八〇番地先から<br>武雄市武雄町大字富岡字サキ<br>田七八一五番四地先まで | 前 | 延長<br>メートル        |